

第472回（臨時）福崎町議会会議録

平成29年5月1日（水）
午前9時30分開会

1. 平成29年5月1日、第472回（臨時）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	石野光市	8番	城谷英之
2番	牛尾雅一	9番	高井國年
3番	河嶋重一郎	10番	富田昭市
4番	北山孝彦	11番	前川裕量
5番	木村いづみ	12番	松岡秀人
6番	小林博	13番	三輪一朝
7番	柴田幹夫	14番	山口純

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 木ノ本 雅 佳 主 査 塩 見 浩 幸

1. 説明のため出席した職員

町 長	橋本省三	副 町 長	尾崎吉晴
教 育 長	高寄十郎	技 監	村上修
公 営 企 業 参 事	近藤博之	会 計 管 理 者	木村千晴
総 務 課 長	山下健介	企 画 財 政 課 長	吉田利彦
税 務 課 長	尾崎俊也	地 域 振 興 課 長	松田清彦
住 民 生 活 課 長	谷岡周和	健 康 福 祉 課 長	三木雅人
農 林 振 興 課 長	松岡伸泰	ま ち づ く り 課 長	福永聡
社 会 教 育 課 長	大塚久典	学 校 教 育 課 長	岩木秀人

教育長 高寄十郎は午後1時50分に早退

1. 議事日程

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 追加第1 会議録署名議員の指名
- 追加第2 会期の決定
- 追加第3 副議長選挙
- 追加第4 議席の指定
- 追加第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第6 特別委員会の設置及び委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加第9 中播農業共済事務組合議員の選挙
- 追加第10 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加第11 諸報告

- 追加第12 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第13 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第14 閉会中の所管事務調査申し出

1. 本日の会議に付した事件

- 第 1 仮議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 追加第1 会議録署名議員の指名
- 追加第2 会期の決定
- 追加第3 副議長選挙
- 追加第4 議席の指定
- 追加第5 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任
- 追加第6 特別委員会の設置及び委員の選任
- 追加第7 中播衛生施設事務組合議員の選挙
- 追加第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙
- 追加第9 中播農業共済事務組合議員の選挙
- 追加第10 くれさか環境事務組合議員の選挙
- 追加第11 諸報告
- 追加第12 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第13 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決
- 追加第14 閉会中の所管事務調査申し出

1. 議案件名

- 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（町道高橋西谷線舗装工事）
- 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）
- 議案第31号 福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 監査委員の選任について

1. 開会及び開議

事務局 長 皆さん、おはようございます。

高い席からではございますが、開会に先立ちまして一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、このたびの議会議員選挙に当選され、本当におめでとうございませう。心からお祝いを申し上げます。

私は、議会事務局長の木ノ本でございます。

さて、本日招集されました第472回福崎町議会臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員の中で柴田議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

柴田議員、議長席に着席をお願いいたします。

（年長の議員、議長席に着く）

臨時議長 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介いただきました柴田幹夫でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。不慣れなので失礼もあるかと思いますが、最後までよろしくご協力をお願いいたします。

また、事務局より写真撮影の許可願いが出ております。撮影を許可しております。

この際、お諮りいたします。

このたびの選挙において、お互いに当選の栄誉をいただき、議席を得たものですが、この際、住所、氏名程度の簡単な自己紹介をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議がないようでございますので、それでは自己紹介をお願いします。

ただいまの着席番号順に自席でお願いします。

最初は、石野議員からお願いします。

石野光市議員 石野光市でございます。住まいは上中島、会派は日本共産党福崎町議会議員団です。どうぞよろしくをお願いいたします。

牛尾雅一議員 牛尾雅一でございます。住所は東大貫でございます。会派は誠人会でございます。よろしくをお願いいたします。

河嶋重一郎議員 河嶋重一郎でございます。住所は東田原亀坪から出ております。よろしくをお願いいたします。

北山孝彦議員 北山孝彦でございます。住所は福田区であります。会派は誠人会であります。よろしくをお願いします。

木村いづみ議員 木村いづみです。おはようございます。西田原田尻に住んでおります。会派は無会派です。どうぞ今後ともよろしくをお願いいたします。

小林 博議員 小林博です。福崎町新町です。会派は日本共産党福崎町議会議員団の団長として届けさせていただきます。

城谷英之議員 失礼します。城谷英之といたします。八千種の庄村です。会派は志政会でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

高井國年議員 失礼いたします。高井國年です。出は山崎です。会派は志政会です。どうぞよろしくをお願いいたします。

富田昭市議員 富田昭市でございます。会派は誠人会でございます。よろしくをお願いいたします。

前川裕量議員 前川裕量でございます。会派は志政会でございます。八千種余田から出ております。よろしくをお願いいたします。

松岡秀人議員 松岡秀人でございます。南田原中島でございます。会派は志政会です。どうぞよろしくをお願いいたします。

三輪一朝議員 失礼をいたします。三輪一朝でございます。住まいは大門でございます。会派は誠人会でございます。

山口 純議員 山口純です。高岡板坂です。よろしくをお願いいたします。

柴田幹夫議員 私、柴田幹夫。会派は志政会でございます。新町から出ております。よろしくをお願いいたします。

臨時議長 以上で自己紹介が終わりました。

ここで、橋本町長から議員の皆さんにご挨拶の旨、申し出がありますので、お受けしたいと思います。

町長 皆様、おはようございます。第472回福崎町議会臨時会を開催しましたところ、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

爽やかな5月を迎え、新緑の映える好季節となってまいりました。

さて、ご出席いただいている議員の方々は、4月23日執行されました議会議員の選挙において、激戦に勝ち抜かれ、見事に当選されました。まことにおめでとございます。

皆様は選挙中に町民の皆様にもいろいろと公約されたと思います。その公約実現のためにも4年間頑張ってくださいますよう、心よりお願い申し上げます。

私は町政を進める上で四つの柱に重点を置いています。

その一つ目の柱が福崎駅周辺整備であります。町が活気があるかないかは、その玄関口である駅を見ればわかると言われていています。既に駅周辺は福崎町の玄関口として、その様相を変えつつありますが、今が正念場として、全力を傾注して取り組んでいるところであります。

二つ目の柱は子育て支援です。少子高齢化時代に突入し、限界集落が社会問題となる中、数十年後には消滅集落が数多く発生するとの予想がされています。次代を担う子どもたちの減少は、地域にとっても大きな課題となっています。地域を元気にする子どもたちをふやすことは、生半可な施策で解決されるものではありませんが、「子は地域の宝」として、率先して子育て支援に取り組んでまいります。

三つ目の柱は安全・安心のまちづくりです。「福崎町は災害が少ない地域だ。」と、多くの住民の皆さんが言われていますが、最近のゲリラ豪雨や予想もされない地域で起こる直下型地震は、いつ福崎町に発生してもおかしくありません。今年10月29日には大型地震を想定した総合防災訓練を、町挙げて実施します。また、防犯や交通安全等の日常の安全・安心についても、犯罪被害への不安を軽減するための施策に取り組んでいく必要があります。その災害や犯罪を防止、軽減するためにも、日ごろの準備が大切であります。住民の皆さんと力を合わせ、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

四つ目の柱は地方創生です。国は、先駆性のある取り組みを支援する事業を進めています。そのような中で、町の活性化を進めるためには、地方の創意と工夫が求められています。辻川界限の各種の事業は、その先駆性が認められ、多くの方が訪れられるようになりました。町の発展がその創意工夫や企画により、大きく変化することもあります。私も含め職員ともども、資質・能力の向上に努めていきたいと考えています。

このように、活力にあふれ、風格のある住みよい町、住んで、学んで、働いて、住み続けたい町を目指し、各種の施策を進めてまいります。

議員の皆様も町をよくしようとする思いは同じであります。福崎町の未来のためにも、いろんな角度からの意見を頂戴し、そして、協力しながら住みよい町、福崎町を目指していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

以上、冒頭挨拶並びに皆様への祝福の言葉とさせていただきます。

臨時議長 次に、理事者の方の自己紹介を自席でお願いします。

町長 町長の橋本でございます。出身地は馬田区でございます。よろしくお願いいたします。

副町長 副町長の尾崎でございます。住まいは田口区でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 高寄でございます。福崎町福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

技監 技監を務めております村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

公営企業参事 公営企業参事の近藤です。住まいは北野です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長 総務課長の山下でございます。住まいは板坂区です。どうぞよろしくお願いいたします。

いたします。

会計管理者 会計管理者の木村千晴でございます。住まいは市川町小畑です。どうぞよろしくお願いたします。

地域振興課長 地域振興課の松田でございます。住所は大門です。どうぞよろしくお願いたします。

企画財政課長 企画財政課長の吉田と申します。住まいは高橋区でございます。よろしくお願申し上げます。

健康福祉課長 健康福祉課長の三木でございます。住まいは中島でございます。よろしくお願いたします。

住民生活課長 住民生活課長の谷岡でございます。住まいは南大貫区でございます。よろしくお願いたします。

税務課長 税務課長の尾崎と申します。住まいは市川町です。よろしくお願いたします。

まちづくり課長 まちづくり課長の福永聡でございます。住所は亀坪です。よろしくお願いたします。

社会教育課長 社会教育課長の太塚でございます。住まいは香寺町溝口でございます。どうぞよろしくお願いたします。

学校教育課長 学校教育課長の岩木秀人でございます。住所は八反田区でございます。どうぞよろしくお願いたします。

農林振興課長 農林振興課長の松岡です。所属は馬田集落です。どうかよろしくお願いたします。

臨時議長 ありがとうございます。以上で、議員及び理事者の自己紹介が終わりました。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しております。よって、第472回福崎町議会臨時会が成立したことを宣告します。

これより本日の会議を開きます。

なお、恐れ入りますが、理事者の皆様には退席をお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

(理事者退席)

◇

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

◇

臨時議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第1 仮議席の指定

臨時議長 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2 議長選挙

臨時議長 日程第2、議長の選挙を行います。

これから、議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により、実施するので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで町民にわかりやすい議長の選出を行うことを目的とするものであります。

あらかじめ、2人の議員から申し出がありました。

ここで、複数の議員から申し出がありますので、所信表明の順序を決定するくじを行います。

なお、くじを引く順序は所信表明の申し出をされた順序とし、くじを引いて決定した順序により、所信表明を行っていただきます。

準備のため、しばらく休憩します。

◇

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時48分

◇

臨時議長 それでは、会議を再開します。

申し出の順に氏名を呼び上げますので、くじ引きをお願いします。

高井議員。

北山議員。

くじの結果、所信表明の順序は、1番、北山議員、2番、高井議員と決しました。

それでは、北山議員、所信表明をお願いします。

北山孝彦議員 皆さん、おはようございます。

福崎町議会、議長選挙の立候補に当たり、議長選挙への所信を述べさせていただきます。

議員各位と力を合わせ、福崎町発展のため、町民生活の向上のために努力をしてまいります。

議会の役割は重要であり、予算の審査、その適否、承認、緊急性、必要性などのチェック機能を発揮して、本町の発展に皆さんとともに力を合わせ、つなげていきたいと念じております。

議会活性化に努め、町民の代弁者として、政策提言、政策立案に反映していきたいと思っております。

これから、少子高齢化、ふえ続ける社会保障費と、変化する社会情勢に対応すべく、政策提言や立案をし、実行に移し、町民の負託に応えるという姿勢で臨みたいと思っております。

少数意見に耳を傾け、中立、公平な議会運営をしていきたいと思っております。

民主主義の原則は多数決であります。少数意見の中にもきらりと光るすばらしい意見も数多くあります。議員間の議論を高め、集約できれば、いい結果が出てくるのではないかと、そのように感じております。

福崎駅周辺整備も、地権者の皆様の協力により進んでまいりました。まだまだ問題点はありますが、議会として、取り組んでいかなければならないと思っております。

そして、議会の力を十分に発揮するために、非常に厳しい状況ですが、私なりに筋を通して、このたびの議長選に立候補する決意をいたしました。どうか、議員の皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、所信表明とさせていただきます。

臨時議長 次に、高井議員から所信表明を行います。

高井國年議員 失礼いたします。福崎町議会議長選挙の立候補をさせていただき、私の所信表明をさせていただきます。

皆様もご承知のように、地方公共団体の政策決定、最終意思決定を行うこと、また、執行機関の行財政の運営や事務事業が適法、適正に、公平、効率的に、民主的になされているか、チェック機関に籍を置かせていただき、みずからの一般

的意思と文化的意思を調整、統合し、昇華する責務を有する立場として、今、議会基本条例に基づき、多人数による合議制の議会と独任制の町長がそれぞれの異なる特性を生かして、町民の意思を町政に適格に反映させることをめぐって議論を深め、協力し合いながら、福崎町の発展と町民の方々の福祉の向上を図るため、最良の意思決定を導く、共通の使命があり、地域主権に相応し、中央集権型から地方分権型に移行している中、二元代表制の一躍を担う議会の役割や責任はこれまで以上に大きく重要であり、二元制の趣旨を踏まえ、執行機関と緊張関係を保ちながら、さらなる資質向上を図り、公正で透明性があり、町民の方々にわかりやすい、開かれた議会運営のもと、町民の方々と情報の共有化を図ることに重きを置き、今の課題は、福崎町第5次総合計画に沿った事業推進であり、地域創生総合戦略など、また、先ほど町長が言われましたように、駅周辺整備、子育て支援、地域創生などを踏まえて、皆様方とともに今の課題選択をベターにして、将来の福崎町を安全・安心のまちづくりになるよう、機関の1人として頑張りたいと思います。どうか皆様方のご理解とご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上をもって、所信表明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

臨時議長 議員の皆様申し上げます。先ほど行いました議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。

所信表明にかかわらず、全員が選挙人、被選挙人であることが前提であります。所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と、指名推選による方法がありますが、いずれの方法にすべきか、お諮りします。

(「投票」の声あり)

臨時議長 ただいま、投票の声がありますが、選挙の方法は投票によるものとして、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

臨時議長 異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。

準備のため、しばらく休憩します。

◇

休憩 午前 9時59分

再開 午前10時00分

◇

臨時議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

臨時議長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により立会人に
1番、石野光市議員
8番、城谷英之議員
以上の両名を指名します。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

臨時議長 「異状なし」と認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長の点呼に応じて、記載台において、投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、順次投票をお願いします。

なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱に投函し、自席に帰っていただく方法で、お願いします。それでは、事務局長に点呼を命じます。

事務局長 それでは、命によりまして点呼をいたします。

議席順に申し上げます。

1 番、石野光市議員

2 番、牛尾雅一議員

3 番、河嶋重一郎議員

4 番、北山孝彦議員

5 番、木村いづみ議員

6 番、小林 博議員

7 番、柴田幹夫議員

8 番、城谷英之議員

9 番、高井國年議員

10 番、富田昭市議員

11 番、前川裕量議員

12 番、松岡秀人議員

13 番、三輪一朝議員

14 番、山口 純議員

臨時議長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

臨時議長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告します。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖します。

(投票箱閉鎖)

臨時議長 これより開票を行います。

石野議員及び城谷議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

臨時議長 それでは、結果を報告します。

投票総数 14 票。

うち、有効投票 14 票。

有効投票のうち、

高井議員 8 票

北山議員 4 票

小林議員 2 票

以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、高井議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

臨時議長 ただいま議長に当選されました高井議員が議長におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

新しい議長が誕生しましたので、これより新議長の挨拶を受けたいと思います。
高井議員、議長席にお着き願います。

(臨時議長退席、新議長、議長席に着く)

議長 ありがとうございます。浅学非才で、無知無教養で、自分なりに初心に戻ったつもりをもって、そして、議会基本条例を礎に、これから頑張りたいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、開かれた議会、また、皆さん方のご協力により、また、ご指導によりまして、将来ある福崎町の1期を務めたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それではここで、暫時休憩します。

◇

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

◇

議長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております追加議案日程を本日の日程に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、追加議案日程を本日の日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 会議録署名議員の指名

議長 追加日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長が指名いたします。

2番、牛尾雅一議員、10番、富田昭市議員、以上の両名をお願いいたします。

追加日程第2 会期の決定

議長 次の日程は、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

追加日程第3 副議長選挙

議長 次の日程は、副議長選挙であります。

これから、副議長志願者の所信表明を行います。

この所信表明は、福崎町議会基本条例第3条第6号の規定により、実施するもので、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性を確保することで町民にわかりやすい副議長の選出を行うことを目的とするものであります。

あらかじめ、2人の議員から申し出がありました。

ここで、複数の議員から申し出がありましたので、所信表明の順序を決めるくじ引きを行います。

なお、くじ引きを引く順序は所信表明の申し出をされた順序とし、くじを引いて決定した順序により、所信表明を行っていただきます。

準備のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

◇

議長 それでは、会議を再開いたします。
申し出の順に氏名を呼び上げますので、くじをお引き願います。
城谷議員。
牛尾議員。
くじの結果、所信表明の順序は、1番目、牛尾議員、2番目、城谷議員と決しました。

それでは、牛尾議員から所信表明を行っていただきます。

牛尾雅一議員 私、牛尾雅一はこのたびの副議長選挙の立候補に際し、所信を述べさせていただきます。

議会は二元代表制により、その役割は重大な責任がございます。そのようなことから、私は議会及び議員の存在意義を高め、町民に信頼と関心を持ってもらえる議会となるよう、議長を補佐し、努めてまいります。

以上の思いから立候補させていただきますので、議員諸兄のご賛同とご支持をお願い申し上げます。

議長 次に、城谷議員から所信表明を行います。

城谷英之議員 私はこのたび、副議長選に立候補したく、所信表明をいたします。

議会に上がらせていただいてから、福崎のために、町民の皆様とともに、そして、皆さんにご協力をいただきながら、5年5カ月、私なりに精いっぱい議員活動に取り組んでまいりました。

議会と行政は車の車輪と言いますが、同じ方向に進んでいくのがベストなあり方だという例えだと思えます。双方が仲よくしていくことが、問題なくスムーズな町政が運営できるように聞こえますが、果たしてそうでしょうか。私はそれだけではないと考えます。このことを考える上で、地方自治体議会の役割を再確認しなければならないと思えます。二元代表制である議会の役割は大きいものがあります。行政機関、議会がお互いに対等、並列に立ち、チェックアンドバランスの民主的な関係を構築していくことが大切だと考えます。

そして、議会、議員の大きな役割は、行政をきちっとチェックし、条例や施策を提言することが重要な仕事となります。議会は車の両輪の関係ではなく、緊張感を持った機関として、ときにはブレーキになり、ときにはアクセルになり、それが福崎町発展の大きな鍵だと思っております。また、議長をきっちりサポートしてまいりたいと思えます。

町民の皆様の代表として自覚を持ち、議会人として努めてまいりますので、どうか議員皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、所信表明とさせていただきます。

議長 議員の皆様申し上げます。先ほど行いました副議長志願者の所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。

所信表明にかかわらず、全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、

所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますので、ご承知願います。

これより、副議長選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と、指名推選による方法がありますが、いずれの方法とするべきか、お諮りしたいと思います。

(「投票」の声あり)

議 長 ただいま、投票の声がありました。選挙の方法は投票によることとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、副議長選挙の方法は投票によることと決定いたしました。
諸準備のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

◇

議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

議 長 ただいまの出席議員数は、14名であります。
次に立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定により立会人に
3番、河嶋重一郎議員
11番、前川裕量議員
以上の両議員を指名いたします。
投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議 長 「異状なし」と認めます。
ただいまから投票を行います。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
事務局長の点呼に応じて、記載台において、投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、順次投票をお願いします。
なお、経路でございますが、自席から事務局長の点呼順に出ていただき、記載台で記載の上、投票箱に投函し、自席に帰っていただく方法で、お願いいたします。

それでは、事務局長に点呼を命じます。

事務局 長 それでは、命によりまして点呼をいたします。
議席順に申し上げます。

- 1番、石野光市議員
- 2番、牛尾雅一議員
- 3番、河嶋重一郎議員
- 4番、北山孝彦議員
- 5番、木村いづみ議員
- 6番、小林博議員
- 7番、柴田幹夫議員
- 8番、城谷英之議員

9 番、高井國年議員
10 番、富田昭市議員
11 番、前川裕量議員
12 番、松岡秀人議員
13 番、三輪一朝議員
14 番、山口 純議員

議 長 投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 投票漏れなしと認めます。

よって、投票の終了を宣告いたします。

投票が終わりましたので、投票箱を閉鎖いたします。

(投票箱閉鎖)

議 長 これより開票を行います。

河嶋議員及び前川議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

議 長 それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票。

うち、有効投票 14 票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、

城谷議員 8 票

牛尾議員 4 票

石野議員 2 票

以上のおりで、この選挙の法定得票数は 4 票です。

よって、城谷議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

議 長 ただいま副議長に当選された城谷議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

ただいま当選されました副議長から、就任のご挨拶を受けたいと思います。副議長、ご登壇ください。

副 議 長 議長をサポートし、精いっぱい頑張りますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

議 長 しばらく休憩いたします。

なお、休憩後 11 時 10 分から全員協議会を開催しますので、第 1 委員会室にご参集ください。

◇

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午後 1 時 50 分

◇

議 長 それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

なお、高寄教育長が欠席届を出されておられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

追加日程第 4 議席の指定

議 長 次の日程は、議席の指定であります。

会議規則第4条第1項の規定により、議席は一般選挙後最初の議会において議長が定めることになっております。

ただいまより議席の指定をいたします。

- 1 番、松岡議員
- 2 番、柴田議員
- 3 番、三輪議員
- 4 番、北山議員
- 5 番、前川議員
- 6 番、河嶋議員
- 7 番、木村議員
- 8 番、山口議員
- 9 番、牛尾議員
- 10 番、富田議員
- 11 番、小林議員
- 12 番、石野議員
- 13 番、城谷議員
- 14 番、高井でございます。

以上のように議席を決定いたしました。

追加日程第5 常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任

議長 次の日程は、常任委員会委員、議会運営委員会委員の選任です。
委員会条例第7条第4項により、議長が議会に諮って指名することになっております。
ただいまから指名いたします。
総務文教常任委員は、石野議員、牛尾議員、木村議員、城谷議員、高井、松岡議員、三輪議員。
民生まちづくり常任委員会委員は、河嶋議員、北山議員、小林議員、柴田議員、富田議員、前川議員、山口議員。
議会広報常任委員会委員は、石野議員、北山議員、木村議員、柴田議員、松岡議員、三輪議員。
議会運営委員会委員は、牛尾議員、河嶋議員、小林議員、富田議員、前川議員、山口議員。
以上であります。
お諮りいたします。
ただいま指名のとおり、それぞれ常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会委員、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。
次に、各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任であります。
常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。休憩中に各委員会において互選をお願いいたします。
暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

◇

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
各常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。
総務文教常任委員会委員長に木村議員、副委員長に石野議員。
民生まちづくり常任委員会委員長に前川議員、副委員長に山口議員。
議会広報常任委員会委員長に石野議員、副委員長に柴田議員。
議会運営委員会委員長に河嶋議員、副委員長に山口議員。
以上の各議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。
暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

◇

- 議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第6 特別委員会の設置及び委員の選任

- 議 長 次の日程は、福崎駅周辺整備対策特別委員会の設置であります。
本件を議題としてお諮りいたします。
現在、事業が進捗しております福崎駅周辺整備事業につきましては、J R福崎駅が福崎町の玄関口としてふさわしい魅力的な駅となるように、総合的に調査・検討を行うことを目的とし、議長を除く13名の委員をもって構成する特別委員会を設置することとし、その目的が達成されるまで、閉会中も継続して調査・研究することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
重ねてお諮りいたします。
ただいま設置されました福崎駅周辺整備対策特別委員会の委員の選任につきましては、福崎町議会委員会条例第7条の規定により、議長が議会に諮り、指名することとなっております。
よって、議長が指名することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。
それでは、指名いたします。
1番、松岡議員
2番、柴田議員
3番、三輪議員
4番、北山議員
5番、前川議員
6番、河嶋議員
7番、木村議員
8番、山口議員

9 番、牛尾議員
10 番、富田議員
11 番、小林議員
12 番、石野議員
13 番、城谷議員

以上の13名をもって、指名いたします。

ただいま指名いたしました議員13名を、福崎駅周辺整備対策特別委員会委員とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました13名を、福崎駅周辺整備対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、休憩中に委員会において互選をお願いいたします。

暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時56分

再開 午後 1時57分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福崎駅周辺整備対策特別委員会の委員長及び副委員長が決まりましたので、ご報告いたします。

福崎駅周辺整備対策特別委員会委員長に小林議員、副委員長に城谷議員。

以上の各議員が委員会において互選されましたので、報告いたします。

暫時、休憩いたします。

◇

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第7 中播衛生施設事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、中播衛生施設事務組合議員の選挙であります。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

中播衛生施設事務組合議員に、牛尾議員、柴田議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました牛尾議員、柴田議員を、中播衛生施設事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播衛生施設事務組合議員に牛尾議員、柴田議員が当選されました。

ただいま当選されました牛尾議員、柴田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第8 姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の選挙であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

姫路福崎斎苑施設事務組合議員に、富田議員、松岡議員、山口議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました富田議員、松岡議員、山口議員を、姫路福崎斎苑施設事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、姫路福崎斎苑事務組合議員に富田議員、松岡議員、山口議員が当選されました。

ただいま当選されました富田議員、松岡議員、山口議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第9 中播農業共済事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、中播農業共済事務組合議員の選挙であります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは、指名いたします。
中播農業共済事務組合議員に、石野議員、河嶋議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました石野議員、河嶋議員を、中播農業共済事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、中播農業共済事務組合議員に石野議員、河嶋議員が当選されました。
ただいま当選されました石野議員、河嶋議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第10 くれさか環境事務組合議員の選挙

議 長 次の日程は、くれさか環境事務組合議員の選挙です。
お諮りいたします。
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
それでは、指名いたします。
くれさか環境事務組合議員に、北山議員、小林議員、三輪議員を指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま議長において指名いたしました北山議員、小林議員、三輪議員を、くれさか環境事務組合議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、ただいま指名いたしましたとおり、くれさか環境事務組合議員に北山議員、小林議員、三輪議員が当選されました。

ただいま当選されました北山議員、小林議員、三輪議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第11 諸報告

議長 次の日程は諸報告であります。
第471回定例会閉会后、本日までの議会活動について、事務局に報告させます。
書記 議会活動報告をいたします。報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
4月6日、文化センターにおいて老人大学開校式が行われ、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。
4月8日、町民第1グラウンド周辺において、第11回民俗辻広場まつりが行われ、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。
4月26日、姫路キャッスルグランヴィリオホテルにおいて、播磨地方拠点都市地域市町議会総会が開催され、議長が出席いたしました。
4月27日、第1委員会室において、福崎町議会議員選挙当選者懇談会を開催し、第472回福崎町議会臨時会について、概要を説明するとともに、議会運営に関する町民への説明責任を果たすため、正副議長選挙に係る所信表明会を開催することを決定いたしました。
4月29日、加西市民会館において、加西市制50周年記念式典が開催され、議長が出席いたしました。
同じく4月29日、史跡生野銀山において、播但貫く、銀の馬車道鉱石の道、日本遺産認定式典が開催され、議長、副議長が出席いたしました。
以上です。
議長 以上で諸報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書が議長宛に提出されており、その写しを配付しておりますので、ごらんください。

追加日程第12 議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

議長 次の日程は議案の上程であります。
報告第1号、議会の委任による専決処分 of 報告について、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて及び議案第31号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。
これから、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。
町長 先刻の選挙によりまして、議会の人事が決定され、高井議長を中心とした新たな体制でスタートされることになりました。よりよい町政運営のため、皆様方のお力添えを心よりお願い申し上げます。
さて、臨時議会に提案しております議案は、報告1件、議案2件でございます。報告は、町道高橋西谷線舗装工事の変更契約について、議案は、福崎町町税条例の一部改正及び福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の2件でございます。
報告1件と福崎町町税条例の一部改正は、議会を開く間がなく、専決処分をさせていただきます。
詳しい内容につきましては、担当課長が行いますので、十分ご審議の上、ご承

認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります。

報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 報告第1号、議会の委任による専決処分の報告は、町道高橋西谷線舗装工事について、請負業者、宗和建设株式会社と3月24日に工事請負変更契約を締結しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、報告をするものでございます。

変更前契約額から27万2,160円を減額し、変更後の契約額を4,735万5,840円としたものでございます。

変更内容につきましては、資料により説明をさせていただきます。報告第1号資料をごらんください。

夕陽ヶ丘前から日本パーカライジング太陽光発電所の北側交差点までの舗装打ち替え部分において、既設の舗装厚を10センチと想定しておりましたが、実際には15センチの舗装厚がございました。これにより、アスファルト殻の処分量の増、補充材の追加により、約240万円の増額となりますが、議会の委任により、町長が専決処分できる工事請負契約額の5%未満を超過するおそれがあり、また、年度末までの工期で工事変更契約の議決をいただく余裕もなかったため、施工延長を1,578.9メートルから、1,525.9メートルに、53メートル短縮して、増額見込分を相殺いたしました。

その結果、下水道事業、工業用水道事業、上水道事業、一般会計の合計で、27万2,160円の減額となるものです。

未執行分につきましては、平成29年度の工業団地舗装復旧工事で対応いたします。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長 次に、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、詳細なる説明を担当課長に求めます。

税務課長 議案第30号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

今回の改正は、平成28年12月22日に閣議決定された、平成29年度税制改正の大綱に基づく、地方税法や同法施行規則など、上位法令の改正に基づくものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分し、同年4月1日から施行するもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるとでございます。

今年度の地方税法と上位法令の改正のうち、特に重要と思われる改正点は、次の3点です。

一つ目は、個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しです。議案第30号説明資料1ページの上段の表をごらんください。103万円の壁、141万円の壁などとも言われる就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除を適用できる配偶者の前年の所得額の範囲を拡大しました。町民税で最高の33万円の控除を受けられる配偶者の収入の上限を、現行の110万円から155万円までに引き上げ、また、最低の3万円の控除を受けられる配偶者の収入の上限を、現行の141万までから201万円までに引き上げました。

下段の図をごらんください。納税義務者本人の所得による控除額の低減、消失の仕組みを組み込みました。所得が900万円を超えると、控除額が3分の2に、

950万円を超えると、3分の1に、そして、1,000万円を超えるとゼロになるというものです。

二つ目の改正点は、3月議会での町税条例改正案の提案説明でも少し触れましたが、軽自動車税グリーン化特例の2年間の延長です。現行では、平成29年度分までですが、消費税の8%から10%への引き上げ延期に合わせて、平成31年度分まで延長します。

三つ目は、居住用超高層建築物いわゆるタワーマンションに係る固定資産税についての改正です。議案説明資料2ページをごらんください。網掛け部分が固定資産税の税額をイメージしています。左側の図のように、現行では同じ床面積であれば、低層階でも高層階でも税額は同じなのですが、これを右側の図のように、実際の取引価格の傾向を踏まえて、高層階に行くほど税額が上がるように補正するような仕組みを採用します。

これらの上位法令の改正に基づき、今回の条例改正について、もう少し詳しくご説明いたします。改正部分は資料3ページから21ページまでの新旧対照表のとおりですので、ご参照ください。

資料3ページ、4ページ、17ページ、19ページの第33条、第34条の9、附則第16条の3、附則20条の2及び附則20条の3の改正規定は、上場株式に係る配当所得等の課税方式について、現行の規定を明確化するものです。配当所得では、総合課税方式、申告分離課税方式、申告不要の3通り、株式譲渡所得では、申告分離課税方式、申告不要の2通りを選択することができます。通常では、所得税の確定申告書を提出すれば、個人住民税においても所得税と同じ課税方式が自動的に選択されます。しかし、所得税の確定申告書と合わせて、別の課税方式を選択した個人住民税の申告書を提出すれば、所得税と異なる課税方式を選択することができます。この規定を明確化するものです。

8ページの第61条の2を追加する規定は、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を受けたものが事業の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を2分の1とする特例です。保育の受け皿整備の促進のため、税制上の措置を講ずるものです。

同じく8ページの第63条の2は、冒頭に説明しましたタワーマンション関連の規定で、上位法令の改正により、参照条項番号が改められ、それに対応するものです。

11ページの附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例を定めたものですが、上位法令の改正により、参照条項番号が改められ、それに対応するもののほか、適用事例がほとんどなかったために制度を廃止するもの2件、新たに追加するもの2件の規定です。

15ページの附則第16条の改正で、第5項から第7項までを追加する規定は、冒頭に説明しました軽自動車税のグリーン化特例を平成31年度分の軽自動車税まで延長する規定です。

17ページの附則第16条の2の改正規定は、昨年発生した三菱自動車による燃費偽装事件を受けての改正です。正しい燃費基準に改めることで、既に課税した軽自動車税に不足額が発生したため、その額の総額を三菱自動車が負担することとなりました。しかしながら、この不測の事態に対応する法整備がなく、例えば、払い込み不要と明記した納税通知書で各使用者に納税の告知をした上で、三菱自動車へ請求し、第三者納付という形で納めてもらうといった、現行法令の定めの中で、回りくどい、紛らわしい方法で対応せざるを得ませんでした。また、この事務に要した郵便代や職員人件費などは町の負担となってしまいました。こ

れらを法令整備し、もし、今度同様なことが起きたときには、不正を行った者を納税義務者とみなして直接請求できるようにし、不足となった税額の10%を加算して課税するというものです。

以上の説明のほか、法制上の文法や用語の整備など、幾つかの文言の整理も同時に行います。

この議案第30号は、地方税法の一部を改正する法律が国会において成立、平成29年3月31日に同法施行規則と合わせて公布されたのに伴い、やむを得ず、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたことを、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

以上で、議案第30号の説明とさせていただきます。よろしくご願ひいたします。

議 長 次、議案第31号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、詳細なる説明を担当課長に求めます。

住民生活課長 議案第31号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案第31号資料の1ページをごらんください。

今回の改正は、一般職の職員の給与に関する法律が平成28年11月に改正され、平成29年4月以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなったことに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたため、当該政令に基づき制定している本町条例について改正をするものでございます。

改正の概要につきましては、損害補償の補償基本額の算定において、扶養親族がある場合、その加算額及び加算対象区分について変更するものです。

例えば、下段の表、左から2列目、第1号配偶者の列ですと、平成28年度以前では、加算額は433円でしたが、平成29年度は333円となります。

このように、第2号の22歳までの子ですと、217円が、平成29年度は267円となります。また、配偶者がいない場合の加算額については、子は367円から333円に、孫、父母等は367円から300円に表のとおり変更になるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。

経過措置として、施行日前に支給すべき事由が生じた場合については、なお従前の例によるものといたします。

議案資料2ページ、3ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、ご願ひいたします。

議 長 議案に対する説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について、質疑はありませんか。

1 1 番 この契約のときには若干の質疑をさせていただきましたが、まず、これはもう引き渡しを受けられたのがいつなのかということと、それから、距離を短縮したことによる残った分はいつ予定されておるのかについて、お聞かせいただきたいと思ひます。

まちづくり課長 工事検査につきましては3月末で行いまして、引き渡しを受けております。次の入札につきましては現在準備中でありまして、できるだけ早い時期に入札をしたいと考えております。

1 1 番 保証期間というのはどれぐらい持っておるのでしょうか。

まちづくり課長 瑕疵担保による保証期間は2年間でございます。

1 1 番 まだ工事中でしたので、その後の確認をしていないのですが、どうも舗装状況が余り芳しくないような感じを受けましたので、それがどのような手直しをされたことがあるのかなのか、そういう経緯があればお聞かせをいただきたいと思えます。

まちづくり課長 検査の結果におきましては、舗装のやり直しとか手直しについてはございませんでした。

1 1 番 また後ほど私も改めて検分を試みたいと思えますが、契約のときに指摘をしましたように、非常に通行量も多く、大型車も多いところであり、道路の下層部分にも非常に構造物も多いところがあります。そういう点では非常に注意をした舗装が必要であろうというふうに言っておったわけですが、以降、問題点があれば、対応していただきたいというふうに思えます。

まちづくり課長 以降、状況をよく把握した上で、問題があれば対応をさせていただきます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第31号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本会議において即決することに決定いたしました。

これより、討論・採決に入ります。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第31号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。

議案第31号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて、可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第31号については、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第13 追加議案上程、議案説明、質疑、討論・採決

議 長 この際お諮りいたします。
議事日程の追加でございます。
議案第32号、監査委員の選任についてを本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第32号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
資料配付のため、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時30分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
本件は地方自治法第117条の規定により、議員の除斥対象となりますので、議員の退席をお願いいたします。
(松岡秀人議員退席)

議 長 それでは、上程議案に対する町長の提案理由の説明を求めてまいります。

議 長 議案第32号、監査委員の選任について、提案させていただきます。
氏名は松岡秀人さんです。経歴等につきましては、後ほど副町長が説明をいたしますが、人格高潔で識見はすぐれておられますので、福崎町の監査委員として活躍していただけることは大変ありがたいと思い、提案いたしております。
ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する大要の説明が終わりました。
それでは、議案第32号、監査委員の選任について、本案に対する詳細なる説明を副町長に求めます。

副 町 長 議案第32号、監査委員の選任について、ご説明申し上げます。
本案件は人事案件で、地方自治法第196条第1項並びに福崎町監査委員条例第1条に基づき、町長が議会の同意を得て選任するものであります。
先ほど町長が提案説明いたしました、平成29年4月30日に前任者の任期が到来していますので、改めて提案するものであります。
住所は福崎町南田原726番地、氏名、松岡秀人、生年月日、昭和24年9月15日生まれ、現在67歳でございます。
委員の任期につきましては、地方自治法第197条の規定によりまして、議会議員の場合は議員の任期によるとなっております。また、同法第202条の規定により、監査委員に関し必要な事項は条例に委任され、福崎町監査委員に関する条例に定められています。
ご承知のように、定期監査、臨時、随時監査及び例月出納検査等により、町の事務事業の執行管理、財務管理、その他町政全般にわたり監査するものであります。

松岡秀人氏は、すぐれた見識を有する方で、法に基づき公正にして普遍の態度で職務を執行していただける適任者でございます。ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議 長 議案第32号の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
議案第32号、監査委員の選任について、質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここでお諮りいたします。
ただいま上程中の追加議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定に従いまして、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、本会議において即決することに決定いたしました。
これより、討論・採決に入ります。
議案第32号、監査委員の選任について、討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 ないようでございますので、討論を終結し、採決を行います。
議案第32号、監査委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第32号については、原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午後 2時34分
再開 午後 2時36分

◇

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

追加日程第14 閉会中の所管事務調査申し出

議 長 次の日程は、閉会中の所管事務調査の申し出であります。
今期臨時会は一般選挙後初めての議会であります。
各委員会が議会閉会中に活動する場合は、前もって議会の議決を得ておく必要があります。
それぞれの申し出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、それぞれ申し出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、本臨時会に付議されました議案の審議等、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて第472回福崎町議会臨時会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、第472回福崎町議会臨時会は、これにおいて閉会することに決定い

たしました。

閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は臨時会が招集されましたところ、早朝からご参集いただき、議長、副議長選挙を初め委員会構成など、また町長から提案のありました議案に対し、慎重審議並びに適正妥当なる結論づけをいただき、ありがとうございました。

また、議員各位のお力添え、ご協力によりまして、無事閉会し、終了することができましたこと、心から厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

今後とも皆様方のご健勝と、福崎町のますますの繁栄をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。

閉会に当たりまして、町長から挨拶をいただきます。

町 長 第472回福崎町臨時会を閉会するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

今議会は新しく選任されました議員による初めての議会でした。これから4年間、皆様方は熱意を持って町政発展のためご尽力いただけるものと思っております。

本日提案いたしました議案につきましても、それぞれ賛同いただき、まことにありがとうございました。

少子高齢化、人口減少時代を迎え、地方創生を含め、自治体間の競争の時代となっております。私を含め、職員全員の力を結集し、町政の発展に尽くしてまいりたいと、新たな気持ちであります。

議員の皆様からのご意見やご提案をいただき、よりよい福崎町を目指し、一生懸命取り組んでまいりますので、皆様のご協力、ご支援賜りますことをお願いし、まだまだ寒暖の差が激しい季節であります。健康には十分ご留意されまして、ご活躍されますことを祈念し、閉会の言葉とさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもって閉会いたします。お疲れさまでした。

なお、議員の皆様には、この後、全員協議会を開きますので、2時45分に第1委員会室にご参集ください。以上です。

散会 午後 2時40分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

平成29年6月

福崎町議会議長 高 井 國 年

福崎町議会議員 牛 尾 雅 一

福崎町議会議員 富 田 昭 市